

定額減税不足額給付金の支給

国の経済対策として、物価高の影響による市民の皆さんの負担を軽減するため、令和6年度に定額減税(所得税3万円、住民税所得割1万円)が実施されました。その中で定額減税を十分に受けられなかった人に対して、次のとおり定額減税不足額給付金を支給します。

対象

令和7年1月1日時点で亀山市に居住し、次の「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」に該当する人

※対象者へのみ、8月下旬から順次案内文書を郵送します。

不足額給付Ⅰ(令和6年度定額減税調整給付金に不足が生じた人への不足分の給付)

令和6年度定額減税調整給付金は、速やかに支給する観点から、令和5年所得等を基にした令和5年所得税額(令和6年推計所得税額)を用いて、定額減税を十分に受けられない人に対して給付しました。

「不足額給付Ⅰ」は、令和6年所得税額および定額減税可能額が確定し、算定した「本来の給付算定額」

が、「令和6年度定額減税調整給付算定額」を上回った人に対して差額を支給する給付金です。

※定額減税の全額を減税された人、令和6年度定額減税調整給付算定額に不足がない人は対象になりません。

不足額給付額

=

本来の給付算定額

－

令和6年度定額減税調整給付算定額

支給計算例 令和6年所得が令和5年所得より減少した場合

所得税額 令和5年所得税額73,000円から令和6年所得税額63,000円に減少

令和6年度個人住民税所得割額 25,000円に変更なし

扶養親族 妻と子ども2人を扶養で変更なし

※所得税定額減税可能額: 30,000円×(本人1人+扶養親族3人) = 120,000円

※個人住民税所得割の定額減税可能額: 10,000円×(本人1人+扶養親族3人) = 40,000円

【本来の給付算定額】

(所得税分)

定額減税可能額120,000円－令和6年所得税額63,000円 = ①57,000円

(個人住民税所得割分)

定額減税可能額 40,000円－令和6年度個人住民税所得割額25,000円 = ②15,000円

(給付算定額)

①57,000円+②15,000円 = 72,000円 ⇒③80,000円(1万円単位で切り上げ)

【令和6年度定額減税調整給付算定額】

(所得税分)

定額減税可能額120,000円－令和5年所得税額73,000円 = ④47,000円

(個人住民税所得割分)

定額減税可能額 40,000円－令和6年度個人住民税所得割額25,000円 = ⑤15,000円

(給付算定額)

④47,000円+⑤15,000円 = 62,000円 ⇒⑥70,000円(1万円単位で切り上げ)

【不足額給付額】

③本来の給付算定額80,000円－⑥令和6年度定額減税調整給付算定額70,000円 = 10,000円

不足額給付Ⅱ(定額減税と低所得世帯向け給付金の対象にならなかった人への給付)

令和6年所得税および令和6年度個人住民税に係る合計所得金額が48万円超または青色事業専従者、事業専従者(白色)で、次のすべての要件を満たす人に、4万円(所得税分3万円+個人住民税分1万円)を給付します。

ただし、令和6年1月1日時点で国外居住で個人住民税が非課税の人など一部の人は給付金額が異なります(詳しくは、定額減税不足額給付金支給確認書に記載します。)

【要件】

- 令和6年所得税および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前額が0円(本人として定額減税の対象外)
- 税制度上、扶養親族の対象外(扶養親族として定額減税の対象外)
- 令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)、令和6年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯給付金(10万円)の対象世帯主および世帯員に該当していない

申請方法 対象者へのみ案内文書を8月下旬から順次郵送

【令和6年度定額減税調整給付金を受給した人】

支給方法 手続きは不要です。給付金を受けた口座へ振り込みます(支給のお知らせを郵送します)。

【令和6年度定額減税調整給付金を受給していない人】

市から郵送する①確認書に振込先口座などの必要事項を記入し、次の②および③を添付し、提出期限までに同封の返信用封筒で返送してください。

提出期限 11月20日(木)(当日消印有効)

提出書類 ①定額減税不足額給付金支給確認書

②振込先の金融機関口座の通帳やキャッシュカードの写し

③本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の写し

支給時期・方法 内容に不備がなければ、受理してから3週間程度で、本人名義またはご指定の口座へ振込予定

問合せ先

【窓口】 あいあい1階 地域福祉課福祉総務グループ(あいあい) ☎84-3311

【コールセンター】 ☎0800-200-1857

【受付時間】 午前8時30分~午後5時15分(土・日、祝日を除く)



市ホームページ

Information from citizen

市民インフォメーション

※当事者間のトラブルについては、市は一切関与しません。

亀山少年少女合唱団 第38回定期演奏会

音楽物語「泣いた赤おに」を上演します。小さなお子さんが楽しめる曲も演奏します。未就学のお子さんがいるご家族も安心してお越しください。

とき 9月15日(月・祝)

午後1時30分~

(開場は午後1時)

ところ 市文化会館大ホール

参加費 無料(全席自由席)

その他 文化会館窓口にて入場整理券を取り扱っています。演奏会のチラシも入場整理券として使用可能です。

問合せ先 亀山少年少女合唱団(市文化会館内)☎82-7111)



亀山市公式 LINE



「友だち」
募集中!

@kameyamacity

検索!

